

経営者協会通信

今年も年度末を迎えます。会社では異動など動きの多い時期ですが、皆様、然るべき手続きはお済みでしょうか？

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



中小企業経営者協会

神奈川県横浜市青葉区青葉台2-10-20第2志田ビル3階

TEL：045-988-5155／FAX：045-988-5165

<http://www.chukeirou.jp/>



3月分より協会けんぽの健康保険料率に変更になります

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、毎年3月分（4月納付分）から見直しが行われることになっており、今年も各都道府県の料率が決定しました。今年も、各都道府県によって、引上げ・引下げ・据え置きと対応が異なりますので、料率を確認し、徴収のタイミング間違いや料率の変更漏れがないようにしましょう。



1.平成28年3月分からの協会けんぽの健康保険料率

協会けんぽの保険料率は、平成21年9月より、全国一律の保険料率から、各都道府県支部別の保険料率に変更されています。平成28年3月分から適用される健康保険料率は下表のとおりとなっています。

全都道府県のうち、もっとも高い保険料率は佐賀県の10.33%、もっとも低い保険料率は新潟県の9.79%となっており、佐賀県と新潟県の保険料率には0.54%の開きがあります。これらは都道府県の格差が大きくなり過ぎないように緩和措置が行われた結果の保険料率ですが、今年度からその緩和措置が緩くなったため、これまでよりも格差が広がっています。

2.介護保険料率は変更なし

介護保険の保険料率は毎年見直しが行われますが、平成28年3月分からのものについては、変更はなく1.58%のままとなりました。

3.任意継続被保険者の上限額

健康保険の資格を喪失した後も、一定の条件を満たした人は手続きをすることで、これまで加入していた健康保険に任意で継続加入することができる制度があります（任意継続被保険者）。任意継続被保険者は、①資格を喪失した時の標準報酬月額、②前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日時点におけるすべての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額、のいずれか少ない額が標準報酬月額となります。この②の額について、平成28年度は28万円となりました。この額についても平成27年度と変更はありません。

平成28年3月分からの健康保険料率（各都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.15%	東京都	9.96%	滋賀県	9.99%	香川県	10.15%
青森県	9.97%	神奈川県	9.97%	京都府	10.00%	愛媛県	10.03%
岩手県	9.93%	新潟県	9.79%	大阪府	10.07%	高知県	10.10%
宮城県	9.96%	富山県	9.83%	兵庫県	10.07%	福岡県	10.10%
秋田県	10.11%	石川県	9.99%	奈良県	9.97%	佐賀県	10.33%
山形県	10.00%	福井県	9.93%	和歌山県	10.00%	長崎県	10.12%
福島県	9.90%	山梨県	10.00%	鳥取県	9.96%	熊本県	10.10%
茨城県	9.92%	長野県	9.88%	島根県	10.09%	大分県	10.04%
栃木県	9.94%	岐阜県	9.93%	岡山県	10.10%	宮崎県	9.95%
群馬県	9.94%	静岡県	9.89%	広島県	10.04%	鹿児島県	10.06%
埼玉県	9.91%	愛知県	9.97%	山口県	10.13%	沖縄県	9.87%
千葉県	9.93%	三重県	9.93%	徳島県	10.18%		